

南風原町立中央公民館使用についての心得

1. 使用許可書は、南風原町立中央公民館使用の時に携帯し、使用前に必ず職員に掲示して下さい。
2. 許可された時間は準備、後片付けの時間も含まれますのでご注意下さい。
3. 使用の権利は、他人に譲ったり転貸する事はできません。
4. 既に納めた使用料は、条例で定める場合以外はお返し出来ません。(条例第8条)
5. 施設及び附属設備等の使用に当たっては、全て職員の指示に従って下さい。
6. 使用許可を受けていない施設及び附属設備等の使用は出来ません。
7. 職員の許可無く備品等を所定の場所以外に移動しないで下さい。
8. 壁、柱、窓等に張り紙又は立て看板は設置出来ません。
9. 収容定員を超える入館は出来ません。入場者の秩序を守る為、必要な整理員を配置し、入場者の整理を適切に行って下さい。
10. 許可無く物品の販売、宣伝広告及び寄附行為は出来ません。
11. 指定された場所以外での飲食、喫煙及び火気の使用は厳しく禁止されています。
12. 下駄及び泥靴での入場は出来ません。(視聴覚室は土足厳禁)
13. 騒音及び怒声をたてる事、暴力を振るう事等他人に迷惑をかける行為は厳しく禁止されています。
14. 使用者側が建物、附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失した時は、その損害を弁償して頂きます。
15. 使用者が搬入した物品等の保管は、使用者の責任において管理して下さい。
16. 使用後は、必ず職員へお知らせ下さい。なお、所定の時間を経過しますと、次の研修及び会議等に支障をきたしますので、超過使用は認めません。
17. 使用後は後片付けをきちんと行って下さい。
 - ・机、イスは元の位置に戻して下さい。
 - ・布巾等を持参し、机は拭いて下さい。
18. 研修及び会議等を始める前に使用責任者は、参加者に対して、次の事項について協力を求めて下さい。
 - ・ホール、視聴覚室は飲食厳禁です。
 - ・中央公民館の館内は禁煙です。
 - ・調理室使用後は掃き掃除、モップかけ等もお願いします。
 - ・ゴミは各自で持ち帰って下さい。
19. その他不明な点やお気付きの点は遠慮無く事務所までお申し出下さい。

南風原町立中央公民館はみんなで使用する施設ですので、後から使用する方々も気持ちよく使えるようご協力をよろしくお願いいたします。